

## 平成27年 12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆15番(真船和子君) 公明党を代表し、議長の御指示に従い、通告順に一般質問を行います。  
初めに、東習志野・実籾地域バスの本格運行についてお伺いいたします。

習志野市では、市内の交通不便地域の解消を目指して、平成19年11月から市内3つのルートでコミュニティバスの運行を開始しました。このコミュニティバスの運行に当たっては、運行経費の2分の1を運賃収入で賄うことを運行評価基準としていることから、京成津田沼駅ルート及び京成大久保駅ルートにおいて、本格運行へと移行することができております。

しかしながら、実籾駅ルートにつきましては利用者数が伸びず、運行評価基準を満たさないことにより、平成22年4月をもって実証運行を終了するに至りました。しかし、現在も東習志野・実籾地域を含み、公共交通空白不便地域等が存在しており、交通弱者の移動手段を確保することが求められております。

このことから、平成24年度に習志野市公共交通会議を設置し、市内の公共交通空白不便地域等の解消に向けた対策として、習志野市地域公共交通計画が策定されました。

そこで、平成24年度の市民意識調査において、実花地区、東習志野地区は、住みづらい理由として交通の不便の割合が高いこと、また都市整備の施策としてバス路線の利便性の拡大、充実の割合が上回っているなどの調査結果が出たことにより、平成25年度よりワンボックス車両を使用した東習志野・実籾地域の再実証運行がスタートすることになりました。

その実証運行が平成27年9月末をもって終了することから、第9回習志野市地域公共交通会議において、本格運行への是非について審議がされた結果、東習志野・実籾地域バスは本格運行へ移行することが望ましいと総括されました。

そこで、地域公共交通会議の協議内容と、本市の今後の対応についてお伺いいたします。

次に、総合的な交通政策基本方針についてお伺いいたします。

我が国は、20世紀後半、自動車走行空間の拡大が交通政策の大きな目標でありました。しかし、近年、人口減少、少子高齢化、巨大災害の切迫、インフラの老朽化、環境問題の深刻化等、多様かつ大きな課題に直面していることから、今後日本の国土をどうするべきか、経済の発展をどのように維持するのか、そして、日本の再構築をどう実現していくのかといった観点から、交通政策に関しても長期の視点に立って推進していくことが必要であることを背景に、2013年11月に我が国の総合的な交通政策の方針を示す交通政策基本法が成立しました。

その交通政策基本法第2条では、交通は、国民の日常生活・社会生活確保、活発な地域開発、交流、国際交流や、円滑な物流を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るための社会的な基盤であり、交通政策を推進するに当たっては、交通の機能を将来にわたって十分に発揮させ、国民等の交通に対するニーズを適切に満たしていくことが求められているとしております。

国は、この法律に基づき、平成27年2月に交通政策基本計画を定めました。この基本計画の基本方針の一つに、豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現を掲げ、施策の目標に、自治体中心に、コンパクトシティ化等まちづくり施策と連携し、全体的な地域交通ネットワークを再構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進していくことが求められているとしております。

自動車交通量を抑え、利便性の高い公共交通を整備し、安全で快適な歩行者空間の拡大、いわゆる自動車中心型の従来の発想を大きく転換し、人と公共交通を重視し、コンパクトな都市圏を目指す政策を進めることが必要となってきました。

そこで、本市では、コミュニティバス、地域バスと、交通不便地域の解消対策に取り組んでいるところではありますが、公共施設再生計画、特に大久保地区公共施設再編計画などには、今後どのような交通手段確保を考えているのかは、現在明確になっておりません。

交通弱者にとどまらず、全ての市民のそれぞれ置かれた立場に合う移動手段を考え、交通施策の整ったまちとして住んでみたいと選ばれる、まち・ひと・しごとの創生をうたう地方創生の観点を踏まえ、総合的な交通政策基本方針が必要であると私は考えます。市長の御見解をお伺いいたします。

3点目に、子ども支援施策について2点お伺いいたします。

1点目は、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてお伺いいたします。

現在、女性の活躍支援や子どもの幸福のための福祉政策の充実が求められております。そこで、子どもたちの環境を最大限保証する立場にいるこども部長の見解を、平成27年第3回定例会において求めました。

その御答弁に、子どもたちや保護者を取り巻く環境は依然として多くの課題があり、その内容は年々増加し、混沌としてきているようにさえ感じております。児童虐待、子どもの貧困、保護者の育児能力の低下や孤立化など、これらを解消するためには、今、社会全体が主体となって、子どもたちとその保護者を支えていく必要があります。

これらのことから、今年度より子ども・子育て支援新制度がスタートしました。この制度に基づき、本市の計画として位置づけた子ども・子育て支援事業計画を着実に実行してまいりたいと、部長のお言葉をいただいたところでございます。その事業計画の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目は、ひとり親家庭の支援の現状と今後についてお伺いいたします。

ひとり親家庭の支援策について、国は、平成25年5月に社会保障審議会児童部会にひとり親家庭への支援策の在り方に関する専門委員会を設置して検討を進め、同年8月には中間まとめとして支援施策のあり方の方向性が整理されました。

そして、国の平成26年度予算においては、ひとり親家庭のさまざまな課題に対し、適切な支援メニューを組み合わせて総合的、包括的な支援を行うための相談体制を強化するための事業を創設しております。

また、支援メニューの充実として、ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援や、児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充、養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化するなど、ワンパッケージで行う予算を国は確保しています。

これらの事業の趣旨を十分に理解し、本市におかれましても支援体制の強化に積極的に取り組むべきであると私は考えます。そこで、本市のひとり親家庭の支援の現状と今後についてお伺いいたします。

4点目、地域課題について。

実籾2丁目41番地先隅切り確保について、その進捗状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) それでは、真船和子議員の一般質問にお答えしてまいります。全て私からの答弁です。

大きな1番目、東習志野・実籾地域バスの本格運行について、地域公共交通会議の協議内容と本市の今後の対応についてお答えいたします。

東習志野・実籾地域バスは、平成25年11月から平成27年9月末まで、実証運行を実施してまいりました。去る10月28日に開催いたしました第9回習志野市地域公共交通会議では、およそ2年間の運行実績について、本市から報告いたしました。

その概要を申し上げますと、実証運行の目標乗車人数である1日当たり165人に対して、開始当初の平成25年度は約66人、平成26年度は約85人、平成27年度は八千代台駅まで運行ルートを延伸した影響もあり、約114人まで増加し、会議直近の3カ月間では1日当たり約125人、目標達成率にして約75%まで利用者が増加していること、また、土曜、日曜、祝日の利用者数は平日に比べて平均で約42人少ないことなどであります。

この報告をもとに、本格運行の是非について委員の皆様には審議していただきましたところ、運行評価基準には達していないものの利用者が増加傾向にあること、運行継続を求める地域からの要望等も考慮する必要があることから、平日のみの運行により運行経費を削減するとともに、運行ルート及び便数を維持した形で本格運行へ移行することが望ましいとの御意見をいただきました。

本市におきましては、地域公共交通会議の審議結果を尊重し、平成28年4月から本格運行を実施する方針を決定し、運行に空白期間を生じさせないために、1月から3月までの期間、プレ運行を実施するための経費を、本定例会において補正予算として提案したところでございます。

続きまして、大きな2番目、総合的な交通政策基本方針について、少子高齢化と地方創生を見据えた総合的な交通政策についてお答えいたします。

公共交通機関の整っている本市は、市内に7つある鉄道駅から徒歩やバス等による居住地への移動は一定程度確保されております。まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に先立ち実施いたしました市民意識調査におきましても、市民の皆様から交通の利便性に対して高い評価をいただいているところでございます。交通政策における課題に対しましては、地域バスの運行や重点整備地区を設けた鉄道駅周辺のバリアフリー化などを順次進めているところでございます。

その一方で、一部に交通不便地域が残っており、また、ベビーカーなどの利用者からの整備要望なども多く寄せられております。さらに、今後の公共施設の集約に伴う、各地域からの移動手段の確保が課題であると認識しているところでございます。

御提案いただきました総合的な交通政策の基本方針につきましては、大変大きな提案でございますので、必要性も含めまして研究してまいります。

続きまして、大きな3番目、子育て支援施策について、(1)子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてお答えいたします。

平成27年度、今年度におきましては、子ども・子育て支援新制度施行元年でございます。この制度に基づき策定いたしました本市の子ども・子育て支援事業計画につきましても、重要な年と認識しております。

習志野市は、今後の少子高齢化に対応すべく、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支

えるまち 習志野」を創造し、安心して子どもが生まれ育ち、子育てができる社会の実現を目指してまいります。

そこで、平成27年度から平成31年度の5年間に、保育所、こども園等の整備や、子育て支援コンシェルジュの配置、習志野版ネウボラなど、さまざまな事業に積極的に取り組み、教育、保育の量の拡大と子育て支援も含む質の向上を図ってまいります。

御質問の本事業計画の乳幼児の保育と子育て支援に関する平成27年度の進捗状況について、主な3点を申し上げますと、まず1点目といたしまして、保育の量の拡大であります。奏の杜地域に民間認可保育所を2カ所開設し、保育の受け皿を240人分拡大いたしました。

また、平成29年度に400人以上の保育の受け皿を確保するために、既存市立幼稚園に保育所機能を加え、民営化する2つの幼保園並びに津田沼2丁目国有地を活用した民間認可保育所を整備運営する法人を現在、公募選考しており、今年度中に決定してまいります。

2点目は、保育の質的改善であります。

これまで本市において、認可外保育施設として事業を実施しておりました3つの施設が、10月に市が認可いたします小規模保育事業所に移行いたしました。認可化されたことに伴い運営費が毎月給付され、安定的な運営が可能となり、質的改善に寄与すると考えております。

また、今後は、市が保育の内容等を確認するとともに監査を行うなど、保育の質がさらに向上できるように支援及び指導をしてまいります。

3点目は、子ども子育て支援の充実であります。

こどもセンターやきらっ子ルームの全てに子育て支援コンシェルジュを配置し、日々の子育てや保育施設の入園等について、どんなことでも相談できる体制が整いました。今後は、子育てをしている保護者に寄り添い、子育てが楽しいと感じることができる支援をさらに充実させるため、研修を強化し、職員の資質の向上を図ってまいります。

これから、年度末に向けて本年度の事業の実施状況を十分検証した上で、平成28年度の取り組みについて検討してまいります。

続いて、(2)ひとり親家庭の支援の現状と今後についてお答えいたします。

本市では、ひとり親家庭への支援として、大きく次の3点について取り組んでおります。

1点目は生活の支援であります。

ひとり親家庭自立支援員1名を配置し、ケースワーカーとともに、就労や子育ての悩み、また手当や貸し付けなどの経済的な問題も含め、生活全般にわたる相談について関係部署と連携しながら個別対応を図っております。

2点目は就労の支援であります。

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、医療事務、パソコン技能の習得など、就労に必要な知識、技能の習得に係る費用の一部を助成しております。また、看護師、介護福祉士などを養成する機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方に対して高等職業訓練促進給付金等の支給も行っております。

さらに、専門的な就労の相談窓口といたしまして、公共職業安定所のマザーズハローワークの紹介等を行っております。

3点目については経済的支援であります。

児童扶養手当の給付や、ひとり親家庭等の医療費等の助成を行っております。

これら3点につきましては、今後もこども部を中心に、各家庭に応じた丁寧な対応に努めてまいります。昨今の新たな課題として、子どもの教育格差から不利な就職へとつながり、次世代に貧困が連鎖していくということが挙げられます。そこで、貧困の連鎖を断ち切る有効な手段の一つである子どもの学習支援について、検討を重ねる必要があると考えております。

本年8月にひとり親家庭学習支援ニーズ調査を実施いたしましたので、今後はこの調査結果を踏まえ、学力の向上はもちろんのこと、ひとり親家庭それぞれの課題に合わせた支援の実施に向けて引き続き検討してまいります。

最後に、大きな4番目、地域課題について、実籾2丁目41番地先の隅切りについてお答えいたします。

御質問の交差点は屋敷交差点と申しまして、実籾2丁目、本大久保5丁目、屋敷3丁目、屋敷4丁目に囲まれた交差点ということになります。南北道路が屈曲しており、道なりでは直進なんですけれども曲がっているということですね、南北道路が屈曲しており、見通しの悪い交差点になっていること、また交差点の各隅切り部には歩行者の滞留スペースがないなど、歩行者の安全確保が十分でない状況であります。

この交差点は、大久保東小学校や第二中学校、さらには屋敷小学校の通学路としても指定されておまして、以前より真船議員から、歩行者の安全対策に関し御指摘をいただいていた箇所でございます。

当該交差点における安全対策として、コンビニエンスストアが屋敷4丁目側にあるんですけれども、コンビニエンスストア側を除く3カ所の隅切り部について、歩行者の滞留スペースや一部歩道の幅員確保を図ることといたしまして、事業を進めているところでございます。

現在は地権者及び関係者の御理解と御協力をいただきながら、用地の確保に努めております。現在までに1件の用地の取得が完了しております。今後も引き続き、残りの用地取得に鋭意努めるとともに、平成28年度の整備完成を目標に取り組んでまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆15番(真船和子君) はい。市長、御答弁ありがとうございます。

順を追って再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、東習志野・実籾地域バスの本格運行についてでございますけれども、先ほど市長からも御答弁ございましたとおりに、本格運行を実施する方針を決定されたという御英断に敬意を表したいと思っております。

私も長年、ここに関しましては、1回目の22年の4月実証運行が廃止された折には、いち早く議会で取り上げさせていただきました。企画政策部とも相当交渉をした結果、なかなか厳しい現状があり、デマンド交通の研究もしていただいたりと、地域の皆様の足の確保には、ともどもに研究をしてきた経緯がございます。しかしながら、今回このように地域バスを本格運行へと進めていただいたことには、感謝申し上げます。

そこで、この市長の部分でいただいておりますけれども、会議での御意見には、この運行継続を求める地域からの要望が出ていると、こういうことも考慮しながら、今回の本格運行へという決意

に至ったということを述べられておりましたけれども、この要望の内容について御説明いただきたいと思っております。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。東習志野・実籾地域バスでございます。2年間をかけた、ようやくここまでたどり着いたなという感もいたします。

この運行に際しましては、真船議員には、さまざま叱咤激励も含めまして、さまざま御意見いただきましてありがとうございます。また、地域ではさまざまな市民の皆様方に御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

地域公共交通会議でございますけれども、10月に開催をいたしました会議の中で、地域要望に関してどのようなものがあつたのかという御質問を頂戴しております。その際、私どものほうからお答えした内容を申し上げたいと思います。

地域からの要望の内容につきましては、本年8月20日付をもちまして、東習志野連合町会長と連合町会所属の7町会長の連名によります地域バス運行継続を求める内容の陳情が本市に提出をされております。また、平成27年10月14日付をもちまして、東習志野・実籾地域バスの運行継続を求める市民の会より、地域バスの運行継続とブレーメン習志野への延長を求める内容の署名が提出をされました。

まず、最初に申し上げました地域バスの運行継続についての要望でございますけれども、これは、この公共交通会議の審議の中におきまして、運行経費の圧縮を条件に本格運行へ移行することが望ましいと提言をされているところでございます。

本市といたしましては、この審議結果を尊重し、また地域バスの運行によりまして、東習志野・実籾地域に生じていた公共交通空白あるいは不便地域等の解消、これがされることにより、地域の身近な足として定着していることを勘案いたしまして、本格運行とするところでございます。

次に、ブレーメン習志野への延長ということへの対応でございますけれども、地域公共交通会議の審議におきまして、この要請に対しては2点の御意見を頂戴いたしました。

1点目は、交通弱者に加えて、通勤及び通学の利用者が実証運行を補完していること、そしてブレーメン習志野へ運行ルートを延長した場合には、その補完者である通勤、通学利用者の利便性を損ない、利用者の減少につながる可能性が生じること、2点目としては、まずは現状のまま本格運行することを優先して考えるべきであり、ブレーメン習志野への延長は非常に難しい、こういう御意見でございました。

私どもといたしましては、このような御意見に加えまして、ブレーメン習志野の周辺にはバス路線が整備されておまして、地域バス本来の目的から外れること、また地域バスの延長が民間事業者の圧迫につながりかねない、こういったことから延長は困難である、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今2点、さまざまな角度から意見をいただいたということでした。

まずもって、この地域バスは実証運行から本格運行へ移行するかしらないか、その結論をまずは最優先すべきであるという中で、私もこれに関しましては同意をいたします。まず、本格運行する、しない、ここが一番大切なところであり、本格運行することによって今後出てくる課題の整理、これを進めるべきであるというふうにして、私は捉えさせていただきます。

その中に1点、やはり地域の方からは、要望といたしましては、この地域バスは他ルートのコミュニティバスと違いまして、乗車運賃が1区間200円でございます。やはり1区間が200円という部分では、非常に高齢者の皆様にしてみたら高いという声も出ている中で、今後本格運行へと移行する中で、この運賃値下げということに関してはどのような、今現在、御見解を持たれているか、お尋ねいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。地域バス、来年1月からプレ運行ということで、平日のみの運行をさせていただきます。今までの実証運行は、平日、休日を問わず運行させていただいておりました。その中で運行の形態が変わるわけでございます。そういったことによる乗車、皆様方の御利用が下がらないように、私どもとしては十分に努力をしてみらねばならないと考えております。

しかしながら、まだその平日の運行がされていない状況の中で、ましてや28年度以降の本格運行ということを抑えますと、この時点で乗車運賃、この運賃の値下げということについて、私どもとして言及することはできないというふうに考えます。

引き続き乗車人員の推移を見守りながら、将来的には御要望の件がかなうような努力もしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今後の考え方ということで、お伺いしました。ありがとうございます。

〔私語する者あり〕

○議長(木村孝浩君) 静粛に願います。

◆15番(真船和子君) まだ習志野市地域公共交通計画には、まず空白地区、それから不便地域が残されております。今後の考え方についてお尋ねします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。平成24年度に策定をいたしました習志野市地域公共交通計画の中には、東習志野・実籾地域のほかに、議員御指摘のとおり花咲及び谷津地域に、公共交通の空白不便地区が面的に広がっているという部分の実存をしております。

この2地区につきましては、現状の中で、谷津地区につきましては奏の杜のまちづくり……

〔私語する者あり〕

○議長(木村孝浩君) 静粛に願います。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) こういった中で、計画道路の整備進捗などを踏まえて、整備が進んでいるということもあります。

また、花咲等につきましても、都市計画道路3・4・4号線、3・4・11号線といった整備が今進んでいるところでございます。この整備が進捗するにつれまして、もしくは完成をするという時期に合わせて、路線バスの整備といったことも期待されているところでございます。少々お時間はかかりますけれども、そういったことに私どもとしては、現状は期待をしていると、こういうことでございます。以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長(木村孝浩君) 真船議員。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

外野からさまざまな声が飛んでおりますけれども、次の、私が2点目に質問しました総合的な交

通政策基本方針について、これについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先ほど市長からは、この総合的な交通政策基本方針については、大変大きな提案であると、今後は必要性も含めて鋭意研究していきたいというようなお答えでございましたけれども、地方創生を進めるに当たり、私はこの総合的な交通政策の基本方針は必要だと思っております。

この地方創生は、我がまちのにぎわいをどうつくっていくのか、そしてまた、人が集まっていくのか、若い世代が定住できるのか、また仕事があるのかと、こういうことを考えていった場合、地域交通が、安心して定住できる場所、また訪れたいくなる場所、またお出かけ交流を楽しめる地域を育てるための、この地域交通というのは、その道具になってくるんです。

先ほど来、この地域公共交通、これに対して、習志野市が地域バスを発展することによって、採算が合わないというような御意見も昨日来、出ておりましたけれども、実はこれは考えが古くなってくるんです。

といいますのは、この地域公共交通をくまなく地域の中に、移動する手段として、道具として使っていくことによって、その経済効果が生まれてくるわけです。東習志野地域には新しく市民がふえました。その市民が利用する公共交通バスでございます。これによって市民はそこに住むことによって、習志野市に税金を落としております。その税金によってこの方たちの移動する、その物を確保していく、その責任は地方自治体、行政、そして国にもあります。

そういった観点から、これからの視点は、今までは無駄だと言って、採算が合わない、そのような考え方でしたけれども、これからは、人と公共交通、これを重視した政策が必要なんです。だから、私は先ほど市長に大変大きなテーマだと言いましたけれども、地方創生総合戦略を策定されているのであるならば、また、これから公共施設再生計画、集約、統廃合していくことも頭の中にあるならば、計画があるならば、この公共交通を、しっかり面的な整備を考えていく、これが今求められている、この基本計画なんですね。

そして、平成26年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されておまして、これからこの法律にのっとなって、地方では、この国土交通省の指示のもと、計画を立てることができるようになりました。

そういった意味からも、新しい視点で今後のこの公共交通、これは習志野市だけが行うのではなく、そこに事業者が入ってまいります。その事業者をどう支えていくのか、今このバス路線においても乗る方が少なくなってきました。そういった意味からも、この地域公共交通をしっかり支えていくこの計画が、基本方針が必要であると、私は言わせていただきました。

その点から、ちょっと時間ありませんけれども、この地方創生を策定しております企画政策部長に対しまして、この公共交通基本方針についての御見解をお伺いしたいと思います。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。午前中にいただきました御質問に対して御答弁を申し上げます。

議員の御主張であります公共交通基本計画あるいは地域公共交通再生計画、こういったものについて、私ども、まだまだ勉強不足の点がございます。しかしながら、現行の地域公共交通計画、習志野市地域公共交通計画、この計画自体は交通不便地域の解消ということに特化をしております。

そういった中で、私どもの中には、例えばバリアフリー計画ですとか、その他もろもろ計画もござ



います。そういったものを改めて見渡す中で、今後の習志野市の交通体系あるいは交通政策のあり方といったものについては、国の法律等を十分に勉強させていただきながら、研究を続けてまいりたいと思います。

そして、地方創生という観点での御質問もございましたけれども、現行の総合戦略の中には具体的に交通政策に踏み込んだ記述はございません。しかしながら、議員御主張のように、習志野市の交通体系が整っていると、こういったことを魅力として発信し続けるためには、この活性化法等々、改めてやっぱり勉強する必要があるという認識もございますので、いずれにしても大きな課題ではございますけれども、市長答弁のとおり、研究をさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

まだまだ、これから研究されてくるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。交通政策基本法の基本原則にのっとり、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することが現在求められている、その視点を踏まえて今後研究していただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、再質問に入ります。

子育て支援について再質問をさせていただきます。

先ほど市長より、子育て支援事業計画は3点にわたり鋭意に進めていただいていること、これは本当に感謝しております。平成24年度、大きな声でこの議場で騒ぎながら、これからの子ども・子育て、これをどうしていくのかといったような思いの中から、今ようやくスタート地点に立ったのだと思っております。その中で、このように3点にわたって保育の量の拡大、そして保育の質の改善、そして子育て支援の拡充、この3点にわたって取り組んでいただいていること、現場の皆様は改めて敬意を表したいと思っております。

そこででございますけれども、10月16日の読売新聞の記事に、この事業計画が進み、認可保育所などへの、待機児童の解消に向けて施設整備がされてきているにも関わらず、この春、5年ぶりにまた増加に転じたという記事が載っておりました。ここで、まだまだ我が市でも、これから奏の杜の地域の人口増加、そして私が住んでおります東部地域においても、保育需要が伸びているところでございます。

そこで、本市の待機児童の現状と対策についてお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) それでは、待機児童の現状と対策についてお答えをいたします。

本年11月1日現在の待機児童は87名であり、昨年同時期の80名より7名増加しており、現状において全ての入所希望者にはお応えすることができない状況でございます。

待機児童対策といたしましては、平成27年度に2カ所の私立保育園が開園し、240人の受け皿の拡大を図りました。しかし、このことにより、新たな需要が掘り起こされたこともありまして、待機児童の数がさらに増加をしております。

習志野市子ども・子育て支援事業計画では、潜在的な保育需要も加味した上で、民間認可保育所の誘致や、幼稚園に保育所機能を加えた幼保園化、さらには小規模保育事業所の誘致を計画し、今後も計画に沿って、確実に受け皿の拡大を図ってまいります。

このことによりまして、平成27年度2,148人の受け皿に対しまして、平成31年度には3,123人

の受け皿が確保され、認可外保育施設を含めると、平成30年度には3,000人を超える保育需要を受けとめることが可能となります。

潜在的な保育需要も含め、待機児童はゼロになると予想しておりますが、冒頭申し上げましたとおり、新たな保育需要が掘り起こされることなど、受け皿がさらに不足することも十分予測されますことから、国が定めます平成29年度の間年度には、保育需要の状況について再度検証を行い、必要に応じて計画を見直ししてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今待機児童が11月時点で87人ということでございました。

私の相談のところにも、なかなか保育所に入れないということを伺っております。その部分で、公立保育所等で保育士の確保ができずに入所できない児童がいるということも聞いておりますけれども、この現状について教えてください。

◎こども部長(早瀬登美雄君) 先に、先ほど私、答弁の中で保育園と言うべきところを幼稚園というふうに答弁してしまいました。訂正し、おわび申し上げます。

それでは、御質問の保育所等で施設定員まで達していないが、保育士が確保できず入所できない児童の数についてお答えいたします。

平成27年11月1日現在、公立の保育所、こども園におきまして、5名の保育士が確保できず、ゼロ歳児13名が入所できておりません。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。ゼロ歳児13名ということでございまして、本当にこのゼロ歳児から2歳児の需要が高まってきているところでございます。

先ほど部長からは、平成29年度の間年度で、もう一度この受け皿確保が不足するのかわからないのか、その分も全部精査をして、また検証を行って見直しをしていくということでございましたので、ここはしっかり見直しの部分では、保育需要に合った確保策をしっかりと立てていただきたい、そのように思っておりますので、要望とさせていただきます。

次に、今保育士が足りないということでございましたけれども、この保育士の確保策におきましては、本市におかれましても処遇改善をしていただき、対処していただいたということに関しましては評価しておりますけれども、全市的に今足りないような状況にも伺っております。

そこで、この今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、全市的な保育士不足に対する対策についてお答えをさせていただきます。

平成27年2月に国が発表しました千葉県の保育士有効求人倍率は1.54倍であり、保育士が不足する状況にあります。本市におきましても保育士が不足する状況であり、早急に解消すべき課題であり、広報習志野や本市ホームページ、求人サイトへの求人広告の掲載のほか、資格を持っているにもかかわらず、出産や育児などで職場を離れ、保育士として働いていない潜在保育士を対象に、保育所見学会及び説明会を実施するなど、保育士確保に向けて積極的な取り組みを行っているところでございます。

一方、今後拡大する保育需要に対応するために、今年度から平成30年度まで段階的に、私立幼稚園等の誘致を行っておりますが、新たな施設の開設に伴います保育士確保は非常に困難な状況にございます。

そこで、民間認可保育所が計画どおり開設でき、質の高い保育を実施するためにも、民間認可保育所における保育士確保のための支援について、他市の取り組み状況等を研究しながら、早急に検討していく必要があると十分認識しているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) これは我が市だけでなく、他市においてもこの保育士不足、十分研究して進めていただいているところでございますけれども、皆様御存じのとおり今回のこの待機児童が増加したという報道によりますと、隣の船橋市、302人増加し、625名の今待機児童がいらっしゃるという中で、この船橋市においては保育所整備とあわせて、国の基準より少なくしていた床面積当たりの児童数を国基準に合わせることで、同じ施設で受け入れられる子どもの数をふやしているというようなことも聞いておりますし、また保育士の確保のためにさまざまな支援を今行っているというところでございました。

こういったことも、他市の取り組みも十分勘案しながら、研究しながら、保育士の確保に向けてさらなるお知恵を絞っていただきたい、そのように要望させていただきます。

2点目の保育の質的改善でございますけれども、先ほど市長からは、認可外保育施設が、10月に市が認可する小規模保育事業所に移行されたと、そしてこの小規模保育事業所は事業計画にのっとり市が監査を行うこともでき、保育の質が確保されていくということでございました。この市立保育所の配置基準に基づく保育士等の確保、こういうものも認可保育所での保育の質を十分に保つことができているというふうに、私は喜んでおります。

この小規模保育事業所が、今後あらゆる形で広く、このゼロ歳児、2歳児の受け皿として広まっていくことを私は期待しておりますが、その小規模保育事業の現状と今後のことについてお伺いいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。小規模保育事業所の現状と今後についてお答えをさせていただきます。

本年10月、既に本市で事業を実施しておりました認可外保育施設のうち、3施設が小規模保育事業所として開園をいたしました。具体的に申し上げますと、第二中学校区のひまわり保育園2nd、第四中学校区の実籾保育園とキッズスペースweepeeみもみ2ndの3園でございます。

定員は、ひまわり保育園2nd及び実籾保育園が18名、キッズスペースweepeeみもみ2ndが19名となっております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

今後、東部地域にも小規模保育事業所が開園していくと認識しておりますけれども、十分この部分では力を入れていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、最後の3点目の子ども・子育て支援の充実でございますが、こどもセンター、きらっ子ルームの全ての施設に子育て支援コンシェルジュを配置していただいております。本当に今思えば、よくここまでこの事業を進めていただいたと思っております。本当に議場で何度も何度も、地域で子育てをしている保護者、そしてお子様を、どうか見守って相談体制をとっていただきたいということを要望してきた状況でございますけれども、今この子育て支援コンシェルジュの現状、そしてまた、それを検証した上での今後の取り組みについてお尋ねをします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。子育て支援コンシェルジュの現状と今後についてお答えをさせていただきます。子育て支援コンシェルジュは、一人一人の子どもが健やかに成長できる地

域社会の実現に寄与するため、子ども及び保護者または妊娠中の方がその選択に基づき、教育保育施設並びに地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的に、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じる体制を整備いたしました。

事業開始は平成26年7月から、東習志野こども園、こどもセンターにおいて、また翌年の平成27年4月からは6カ所全ての地域子育て支援拠点での実施となっております。

事業実施に当たりましては、平成26年度中に、こどもセンター及びきらっ子ルームの全職員を対象にコンシェルジュに必要な研修を実施しており、常時駐在できる体制をとっております。

事業実績につきましては、1カ所で実施した26年度は、7月から年度末までの9カ月間で45件、6カ所で行うようになりました平成27年度は、4月から10月までの7カ月間で53件となっております。

相談内容としては、保育所、幼稚園、こども園の入所、入園に関することが約半数を占めており、そのほかは子育てにかかわる不安や悩み、発育発達についてなどさまざまでございます。中には、専門の相談につなぐ必要のある事案もあり、こどもセンター等の敷居の低い場所での寄り添い型の相談体制によって、支援の必要性を早期に把握できるメリットを実感しております。

今後の取り組みにつきましては、各施設の子育て支援コンシェルジュが妊娠中や子育て中の保護者が抱える不安や疑問等により適切に対応できるよう、情報の共有や研修等を随時実施するとともに、子どもに関するさまざまな機関、地区担当の保健師や子育て支援相談室、地域の活動団体組織等との地域ネットワークを意識した活動が展開できるよう、事業としての質の向上に努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今部長のほうから、平成27年度は4月から10月までの7カ月間で53件の御利用があったということですが、これは多いと認識しているのか、それともまだまだ少ないと認識しているのか、どちらでしょうか。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。相談件数につきましては、その時々のもありまして、一概に言えないと思います。といいますのは、保護者の方が相談という態勢で来る場合もございますし、コンシェルジュとの会話の中でそれが相談につながっていく、そのような事例もございます。

ですので、件数のカウントの仕方自体も検討しなければいけません、私としましては、相談できるそういう機関ができたということ、一人でも多くの保護者の方に知っていただくことが重要かと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。本当に今部長がおっしゃったとおりだと思っております。数字のひとり歩きではありませんけれども、地域で子育てをするお母さんたちに、より身近にこのコンシェルジュがあるということ、もっともっと広く、お母様たちに情報提供していただけることを要望したいと思います。

そして、先ほど部長がお話しされていましたように、子どもに関するさまざまな機関、そして地区担当の保健師や子育て支援の相談室、そして地域の活動団体、そして組織等の地域のネットワークを意識した活動が展開できるよう、事業として質の向上に努めてまいりたいと、まさにこのネットワークがしっかりできて初めて、この地域の中で子育て支援コンシェルジュの質が上がるものと思いますので、ここにつきましては、どうぞもう少し努力と研究、そして私からの要望であれば、このセンターにいるのではなく、もっともっと地域の中、公民館等に出向いて行って、そこでの相談

会というものも開催していただけると、もっともっと保護者の、子育てしているお母様たちの身近になるのではないかなという思いがございますので、ぜひそこも研究していただきたいということを要望させていただきます。

次にですけれども、先ほど1回目の市長の御答弁の中に、この事業計画を進める中で保育所、こども園等の整備、そして子育て支援コンシェルジュの配置、習志野版ネウボラなど、さまざまな事業に積極的に取り組むと言われておりました。

この習志野版ネウボラについて伺いたいと思っているんですけれども、実は11月はどのような月間であったか、皆さん御存じでしょうか。11月は児童虐待防止月間でありました。

にもかかわらず、連日のようにテレビのニュースから、悲しい、本当に痛ましい報道が続いております。幼い子どもの命が大人によってとれますか、親御さんによって絶たれてしまっている、そのような残念なニュースを聞いておりますけれども、この新聞報道によりますと、2014年度では、全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談対応件数、これが8万8,931件、過去最多となったというようなことでございます。

そして、この死亡された方の事例を分析しますと、やはりこの分析結果から見ると、母親に対して妊婦のときから継続的なサポートの必要性が浮かび上がったということでございます。

厚労省もこのように公表して、妊婦から出産、子育てまで、切れ目ない支援が今重要なんだということを、今強く言われておまして、この日本版ネウボラについて各自治体に積極的に推進するよう、今求めています。

本市は先駆けて、この習志野版ネウボラの見える化を進めておりますけれども、この習志野市でも児童虐待相談対応件数は出ております。この部分において、本市の母子保健事業において、地域の保健師が虐待の芽を摘む役割は大きいものであると私は思っております。

といいますのは、保健師は、その家庭その家庭に入り、さまざまな角度からその家庭の御様子を伺うことができる、そういう役割を担っておると思っております。そういう意味では、この保健師が今どういう活動をされているのか、そしてまた、この母子に寄り添った体制が整っているのか、そしてまた、リスクがあるときにはどのように対処されているのか、母子に対する母子保健サイドの継続した支援が行われているのかについて、本市の継続的な支援についてお尋ねしたいと思っております。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。虐待防止に係る母子保健の役割といった御質問だったと思います。

本市では、母子保健の最初のかかわりとなる妊娠時の届け出時に、必ず保健師が妊婦やパートナーと面接をしております。市の保健師が必ず面接をしておるということです。そして、お子様が産まれましたら、全ての乳幼児に対して、新生児期、2カ月、4カ月、10カ月、1歳半、3歳といった時期に、訪問や健診を通しまして、発達面、養育面、発育面、これを記録をする母子カルテや相談記録を作成しながら、産前から就学前までの地区担当保健師による切れ目のない支援体制を構築しているところでございます。

このような活動の中で、虐待につながるリスクに気づくという場面が出てまいります。特に妊娠届け出時の面接におきまして、虐待などのリスクに注意を要すると思われる妊婦の方につきましては、御本人の同意を得た上で、子育て支援課の家庭児童相談員の同席や顔合わせを行い、その

後の支援をしやすい、そういう関係づくりに努めております。

また、この支援が行える背景には、平成16年度にこども部の窓口に母子健康手帳交付室を移して、ハード面でも非常に連携をしやすい体制になっているということがございます。

また、既に子育て支援課で支援を受けている方が妊娠をされた場合につきましては、担当の地区保健師に連絡が入って、母子保健の支援がスムーズに行えるよう、こういう形での双方向での連携が図られております。

さらに、地区担当保健師が母子保健活動の中で把握をした支援が必要な母子につきましては、子育て支援課が主管をしております養育支援家庭訪問事業ですとか、ならしのこどもを守るネットワーク会議を通して、ケースに関する支援の方向性を共有しながら、継続した支援を行い、育児不安の軽減や虐待の未然防止に努めております。

加えて、一定の課題が改善した場合でも、引き続き地区担当保健師が母子保健活動を通して、健診や予防接種の時期等に母子の状況を確認しながら、就学までの切れ目のない支援を行っております。

以上、申し上げてまいりましたように、本市においては母子保健と子育て支援の綿密な連携のもとに、個々の状況に即した継続的な支援ができる体制を構築してきており、そのことによって多くの児童虐待の芽を摘むことができているというように考えております。

千葉県がまとめました市町村別の虐待相談受付件数の資料によりますと、本市の虐待相談件数は同規模の市に対して少ないという結果が出ております。本市においては、コンパクトな市域でありますので、アウトリーチ型の支援がしやすいと、こういう強みがあります。こういった強みを生かしながら、今後も一人一人の顔が見える母子保健行政を、子育て支援行政と連携をしながら、しっかりと進めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

実は厚労省は、この妊娠から出産、子育てまでを通す子育て世代包括支援センターの設置を自治体に呼びかけておりますけれども、母子保健の立場からはこの包括支援センター設置という考え方について、どのように捉え評価しているのか、お尋ねいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。子育て世代包括支援センターにつきましては、本年6月に閣議決定をされました、まち・ひと・しごと創生基本方針等におきまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの数々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点としての整備を図ると位置づけられたものであります。

この子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を確保する機能を持つ仕組みを指しておりまして、その中核となる事業の例といたしましては、内閣府などが本年5月に示した利用者支援事業実施要綱に基づく母子保健型利用者支援事業や基本型利用者支援事業、あるいは地域保健法に基づきます市町村保健センター事業などが挙げられております。

これらの事業をどのように組み合わせ、切れ目のない支援の仕組みとして実施をするかにつきましては、地域の実情に応じて各市町村が選択をするということになっておりまして、本市では本年4月に習志野市利用者支援事業母子保健型実施要綱を定めまして、これまでも実施をしております、妊娠初期の相談支援の場である母子健康手帳交付から始まる習志野版ネウボラ、す

なわち妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子保健活動を、この子育て世代包括支援センターの仕組みとして位置づけをしたところでございます。

今後、この習志野版ネウボラを本市の子育て世代支援センターの仕組みとして、さらに発展させていくためには、家庭児童相談室ですとか、こどもセンターなどの子育て支援関係機関との連携を深めながら、ソーシャルワークの知見も取り入れつつ、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズにきめ細かに支援をできる、こういった仕組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

ちょっと、少し急ぎますけれども、埼玉県の和光市では、実は本当に今進んでおりまして、和光版ネウボラ、ここでは、母子手帳交付が本当に各地区、エリアに、役所ではなくて地域に出向いて母子手帳交付がされております。

今後は本市におかれましても、こういう点も十分踏まえながら、地域で子育てが完結するような習志野版ネウボラにしていきたいと思いますと思っておりますので、要望とさせていただきます。

続きまして、ひとり親家庭についての質問でございます。

先ほど市長より、ひとり親家庭に対しまして学習支援ニーズの調査を実施したということございましたけれども、そのアンケート調査の結果についてお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。アンケート調査の結果についてお答えをさせていただきます。

ひとり親家庭につきましては、子育てと生計の維持を1人で担わなければならない困難さを抱え、ともしますと子どもの学習の習熟度や進学に対する意識が低くなり、子どもの就職や安定した生活に結びにくくなる状況があると考えております。

このことを踏まえまして、本市におけるひとり親家庭の学習環境や学習支援に対するニーズを把握し、必要な支援策を検討する資料とするため、本年8月、児童扶養手当の現況届の提出にあわせまして、ひとり親家庭学習支援ニーズ調査を実施いたしました。

アンケート調査は9つの質問と自由記載欄で構成され、現況調査に同封し、対象者910名に送付、回答数は508名で回答率は55.8%でございます。回答につきましては、養育するお子さんの年齢もさまざまですので、乳幼児につきましては先を見据えて、また中学校卒業後の人については振り返ってどうかという視点でお答えをいただきました。

主な内容を申し上げますと、お子さんの学習についてのどのような支援が必要かを尋ねたところ、学習塾が235世帯、46.3%、次いで、放課後の補習が127世帯、25%の回答がございました。

現在、学習塾に通っているお子さんがいるか、実態についてお尋ねをする設問につきましては、通っていない世帯が376世帯、74%、通っている世帯が132世帯、26%の回答となりましたが、学習塾に通っていないその理由につきましては、費用がかかるためが214世帯、56.9%と、経済的理由が最も多くなっております。

また、無料で教えてもらう機会があれば利用しますかと尋ねたところ、利用すると回答した世帯が317世帯、62.4%と、高いニーズがあるという結果になりました。

あわせまして、学習支援の対象学年につきましては、小学校4年生から6年生を希望する世帯が185人、36.4%と最も多く、学習の難易度が増していく時期の支援を求める保護者の多いことを示しております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

では、そのアンケート結果からの今後の対応、対策について、支援についてお尋ねいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、アンケート結果からの今後の支援についてお答えをいたします。

調査によりまして、ひとり親家庭の学習支援のニーズは非常に高く、学校での学習以外に学習の機会が必要と考えている人が多いということが確認できました。また、塾などの利用に至らない要因に経済的側面があるなど、さまざまな実態が把握できました。

あわせまして、現在千葉県内で本事業を実施している船橋市、柏市の実際の取り組み事例を参考にすることや、市内においては高校進学のための学習支援を実施しております生活相談課とも連携を図り、ひとり親家庭の支援について予算編成作業にあわせ、実施に向けた検討をしてみたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。この子どもたち、社会の担い手となる子どもたちに対する、応援するという事は、未来への投資でございますので、ぜひこの部分、学習支援を充実させていただきたいということを要望させていただきます。

そして、最後に、私、1点、要望にしていきたいと思いますが、こども部に対しまして今後の課題としてちょっと述べさせていただきます。

さまざまな角度でこれまで子育て施策、お話をさせてきていただきました。習志野市はこれまでも全国に先駆け、さまざまな子どもと子育て家庭の支援に取り組んできております。そして先ほどの質問にもあります、子ども・子育て支援事業計画に基づき、多種多様な支援を展開しているところでございます。

このことは、先ほど来も申ししていますが、大きく評価するものでありますけれども、子どもとその保護者支援は、少子高齢化社会の中で新たなステージを迎えております。新たな支援のあり方として再考してほしい2点について申し上げます。

1点目は、必要な人に必要なサービスを確実に提供するための子育てサービスのワンストップ化ができていますのか。

子育て世代に対しまして、住民それぞれのライフステージに応じて、結婚、妊娠、出産、育児に係るこの切れ目のない支援サービスを一貫して継続的に実施させることが重要であります。

そして、本市のこのネウボラ、そして子育て支援コンシェルジュが、子育て世代に対して、子育てサービスのワンストップ化を実現する存在となることが理想であり、これによって新たな子育て支援の習志野方式が確立すると私は考えております。

そのために、子どもの成長を継続的に支えるために、必要な部門を横断する体制をつくるなど、行政内の統合化も必要だと私は考えております。

2点目は、真に支援を必要とする人に手を差し伸べることができているのかということでございます。

子育て支援は、子どもが母親のおなかにいるときから18歳までの間、継続的に支援されるものでございます。本市の子育て支援は、小学校就学前までの支援は充実しているものの、学童期、青年期になると支援体制が減少しております。そのため、支援の情報が伝わりにくいこと、子どもの成長とともに問題が複雑化することで、支援を求めるまでに時間を有している、そのような、悪



化してしまうことも多々見受けております。

どうか、学童期や青年期の支援の充実を図るとともに、サービスの見える化や、住民からの申し出を待つのではなく、行政から積極的に住民に対して、サービスの案内、提供を申し出ることにも必要なのではないかと私は考えており、そのためのマンパワーの充実、組織づくりが重要だと考えております。

今後は組織改正も視野に入れた検討に、ぜひ取り組んでいただくことを要望とさせていただきます。

子育て支援の質問は以上で終わります。

続きまして、地域課題についてでございます。最後になりました。

この実籾2丁目41番地先、この交差点の改善につきまして、市長より平成28年度の整備完成を目標に取り組んでいただけたということで、本当によかったと思っております。本当にここには何年もかけながら、地域の皆様が署名活動をし、習志野警察等にも足を運び、信号機の青信号の延長もお願いした経過があります。

そして、歩道がないんです。歩道がないところを子どもたちは通学路として利用しておりました。そこを、私も何度も何度も現地を確認させていただきました。そこに対してカラー塗装してほしいという要望もさせてきていただいたところ、少しずつ今改善されてきているところでございます。この当局の皆様の御尽力に本当に敬意を表したいと思っております。また、28年度の整備に向けて、市長の御見解、本当にありがとうございます。

そこで、もう一点、申し上げたいのが、実は地域住民の方より、この屋敷交差点からマルハン習志野店前までの道路について、特にこのマルハン来客車両の速度超過が多く見受けられると、住民から危険だということも伺っておりますけれども、その安全対策についてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

◎都市整備部長(福島泉君) はい。今回お取り上げをいただきました屋敷交差点からマルハン習志野店前までの市道番号で申しますと00-012号線と申しますけれども、こちらの安全対策といたしましては、平成26年度に両側の車線幅員を狭めることによる心理的な減速対策を実施いたしましたほか、道路の両端の路肩部に着色を施しまして、歩行者の通行区分を明確化してまいりました。また、歩行者の通行に支障を来しておりました電柱の移設も行いまして、現状できる範囲で歩行スペースを確保してきたというところでございます。

御指摘のマルハン習志野店に来客する車両の速度抑制につきましては、私どもといたしましても必要性を認識しておりまして、改めて事業者側に対して、来店者へ徹底を図るよう指導をしてみたいと、このように考えます。

また、習志野警察署に対しましては、これまでもパトロールの実施につきまして要請をしてみましたけれども、今後も引き続きまして習志野警察署と協調して、安全対策に努めてまいります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

どうか、子どもたちの通学路でございますので、安全対策に努めていただきたいということを要望させていただきます、本日の一般質問を終わらせていただきます。